

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H17年度）

団体、企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、県の条例や規則などによる規制緩和に関する内容のため、税制改正、県の施策、補助金等に関する要望、県以外の機関等に対する要望、国の法令による規制などについて回答できない部分がありますのでご理解願います。なお、いただきました県に対する要望等は、今後の施策の参考とさせていただきます。

関係団体

（社）茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>茨城県廃棄物処理要項第14条第1項に規定する県外廃棄物の搬入に係る事前協議</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理は、県境を越えて広域的に処分されているのが実情。 その背景として、廃棄物を適正に循環的な利用を促進するため、平成12年循環型社会形成推進基本法が制定され、その普及に国を挙げて取り組んでいるところである。 また、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）においてもこの理念に基づき、広域再生利用認定制度など廃棄物の広域処理が一段と促進されてきております。 一方、不法投棄防止対策については、平成9年以降度重なる法改正により厳格な取り締まりが行われている。 加えて、平成17年4月より、産業廃棄物処理業者に対し、優良性評価制度が導入され、産業廃棄物処理業界から悪質な業者が淘汰されていく法制度が創設されております。 しかし、本県では、不法投棄防止対策の観点から、県外で発生した廃棄物を県内に持ち込んで処分する場合には、廃棄物を発生させた事業者が、県内に搬入するたび、知事と事前協議をするという制度が県要項で平成4年から始められております。 現在、事前協議に係る事務処理日数が非常に長く数ヶ月を要するケースが多く、特に建設関係に伴う事業については、現場で発生する廃棄物をそのまま事前協議が終了するまで保管しておけないため、排出事業者から理解が得られず、目の前にある仕事を受注できないという危機的な状況に置かれています。 その結果、県内での適正処理の実績の優良な事業者が、この事前協議制度のため産廃処理市場での競争力が弱まり、多大なる経済的な不利益を受けております。 <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理業者は、法律と要項による行政指導といういわば二重規制を受けているため、次のような改善を要望する。 優良な処理業者を育成して不法投棄を撲滅して行くには、事前協議制度の中に優良性評価制度を組み入れるなど、事前協議制度の抜本的な改正をお願いしたい。 改正されるまでの暫定的な措置として、事前協議に係る処理日数については、標準的な処理日数を設定して、その期間内で処理ができるように事前に事務を簡素化し、効率的な事務の運用をして下さるよう付してお願い申し上げます。 	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>中長期的には、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に基づく優良処理業者に対する簡略化など、事前協議制度の見直しを行います。</p> <p>短期的には、事前協議実施日（現在月4回）の増加、特別協議枠の設定、緊急時における協議日の設置などにより、協議体制の充実に図ります。</p>

茨城県美容業生活衛生同業組合

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>美容師が就職する際に提出する健康診断書は、1年以内に勤務先を変更した場合には提出不要としていただきたい。</p> <p>美容師の雇用，退職による異動届が正しくなされているかどうか、1年乃至2年に一度の間隔でアンケート調査をしてはどうか。アンケート調査は県の委託があれば美容組合が実施し、美容従事者の実態についてその結果を報告します。</p> <p>従事者の異動届は美容所開設者にとって至近の指定された同業者代表者宅で届出を行うことができるようになれば指定業者代表者は当分の間美容組合の支分部長がこれを務められるよう研修会等をもって指導育成します。かつ、届出を受けられた業者代表はフアクシミリによって直ちに報告するとともに、電話によって指示を仰ぎその場で届出者と正誤を伝える事で、保健所業務の煩雑さを軽減するとともに届出者の便宜を大いに軽減するものと思います。</p>	<p>回答：生活衛生課 美容師の新たな使用に係る場合（異動に伴う勤務先が変更する場合も含む）にあつては、美容師法施行規則第19条（開設の届出）又は第20条（変更の届出）の規定に基づき、開設者が都道府県知事に提出する届出書に、その都度、疾病の有無に関する医師の診断書の添付を義務付けていることから、1年以内の変更において添付不要とすることは困難な状況にあります。</p> <p>回答：生活衛生課 美容師の従事状況については、保健所が定期的に実施している監視の際に確認しており、全施設を対象としたアンケート等の重複する調査は予定しておりません。 なお、来年度から、保健所による監視指導回数を増やし実態把握に努める予定であります。</p> <p>回答：生活衛生課 従事者の異動等に伴う変更届出については、美容師法施行規則第20条の規定により、「都道府県知事に提出することによって行うものとする。」となっていることから、「指定された同業者等」が受理することはできないこととなっております。 なお、個人情報の保護の観点からも、従事者の異動に伴う変更届（診断書含む）の提出先は都道府県知事であることが必要です。</p>

（社）茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>規制緩和等について企業の本県への進出と定着化を促進し、他県への流出を防止するとともに、既存企業の操業継続や発展にも資する戦略的な規制緩和・優遇税制等を検討・実施されたい。また、優遇措置・支援策等の制定にあたっては、企業の自助努力が報われ、更に推進されるような施策であることを念頭に検討を進められたい。</p> <p>各種申請における利便性の向上について各種申請については、IT化を推進するとともに、出張所を適切に配置し、その機能を強化する等、申請方法の多様化に努め、利便性を向上されたい。また、申請書様式の統一化、記載内容の簡略化等により省力化を図られたい。</p> <p>許認可等の迅速化について許認可・審査については、迅速化を心がけ、ロスタイムによりビジネスチャンスを逸することの無いよう配慮されたい。</p>	<p>回答：行財政改革・地方分権推進室 県税の課税免除や工業用水道料金の軽減などの優遇措置を講じることにより、企業誘致を促進しますほか、各種の規制、手続などを毎年度点検し、規制緩和、行政手続の簡素化を進め、事業活動の活性化を図ります。</p> <p>各種申請における県民の利便性向上のため、県と市町村が共同でサービス提供を行う情報システムの開発を推進し、県民に身近な市町村の電子自治体化を促進します。また、政府の検討状況等を踏まえ、行政機関と民間企業等が提供するサービスの申請手続を一元化した官民連携ポータルサイトの構築を実現します。併せて、県条例等に基づく規制や手続を総点検し、申請書類の記入項目や添付書類の削減、押印の見直しなどを進めます。</p> <p>法令、条例等に基づく許認可等の手続を総点検し、標準事務処理期間の短縮を進めます。</p>

茨城県木材協同組合連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>茨城県木材業者等登録条例（規制の維持） ・登録申請書には、業務の概要のほか、設備等の事項を記載することとなっており、今般、大きな問題となっている「ダイオキシン類対策特別措置法」等に対応する焼却処理の周知徹底や木材業界内での速や</p>	<p>（規制外の要望事項）</p>

<p>かな検討に大きく寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材業者等には「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に対応する乾燥木材の生産や、「建築基準法」等によるシックハウスの原因物質を含まない木材の提供等、厳しい品質・製品管理が求められている。これらの適正な対応を県民に対し明らかにするためには、木材業者等の登録制度がますます重要となっている。 木材業者等登録を行うことによって、協同組合及び単位組合組織の確立、共同意識の高揚、育成強化、財産等の保護をするものである。 茨城県内市場で取引できる業者は、信用問題から登録業者に限られている。 国有林材入札参加資格は、木材業者登録が必要である。また、助成金等受給資格要件についても登録業者に限られている。 <p>これらのことから、木材業者等登録制度は規制ではなく、安全安心な県民生活の確保や木材産業の安定的経営の維持に必要な制度である。</p>	
--	--

(社)茨城県建築士事務所協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>県道への合併処理排水について 現在は住宅のみが許可されているが、10人槽程度で収まる建物であれば住宅以外でも排水の許可を出してほしい。 雨水排水についても検討してほしい。</p>	<p>回答：道路維持課 道路の側溝は、本来路面の雨水排水を目的に設けられた施設であります。 現在許可をしている家庭からの合併浄化槽処理水取付け管接続は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、対象地域や側溝断面に余裕がある場合など一定の要件に該当する場合に臨時的に認めているものであり、住宅以外の接続は認めておりません。 雨水排水についても、本来の路面排水の主旨と異なること、また、現行の側溝断面の不足や将来の道路整備事業の増加が懸念されるため接続は認めていません。</p>
<p>県道に付随する未利用地の解放をしてほしい 以前法面であった土地が、現在削られて平坦地になっている等、その隣接地への解放(賃貸、売買)等を検討してほしい。</p>	<p>回答：道路維持課 外形上、未利用地と思われる土地であっても、現在及び将来にわたり道路としての効用があると判断される場合は、行政財産として管理する必要があります。 しかしながら、路線の変更若しくは廃止又は道路の区域変更によって、当該道路を構成していた不用となった敷地等の「不用物件」となった場合は、一定の条件(将来の道路整備計画、近隣の状況に問題がないなど)のもと払い下げや交換等が可能な場合があります。 それぞれ個別の案件ごとに判断すべきものでありますので、具体的な内容については県土木事務所までご相談をお願いいたします。</p>
<p>建築確認について 農地転用をかけた土地に関し、市町村によって許可相当であれば建築確認申請を受理してくれるところがある。全県下統一してほしい。</p>	<p>回答：建築指導課 市町村での建築確認申請を受け付ける前の農業委員会による地目の確認事務は廃止されており、このことについては、平成16年3月27日付け建指第480号及び農企第321号により各市町村長及び各農業委員長あて通知しているところです。</p>

茨城県酪農業協同組合連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>酪農業協同組合連合会の認可権限 農協法第98条第1項で都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会の定款変更の認可申請手続が主務大臣となっているが、都道府県知事認可にした</p>	<p>回答：農業経済課 農業協同組合法第98条第1項で「この法律中「行政庁」とあるのは～酪～都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会につい</p>

方が申請に係る事前協議がスムーズにできるなど実情にあっていないのではないか。

また、定款附属書（役員選任規程）の別表の地区名称に市町村名を用いていることから、市町村合併があるたびに、これも定款附属書の変更を主務大臣宛に認可申請することになる等。

ては主務大臣」と定められており、本条文を改正する必要があるため、県独自の緩和は困難です。

ご意見については、農林水産省に伝えることといたします。

（団体名非公表）

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>養護老人ホームの措置費の請求、精算に関する事務について</p> <p>養護老人ホームの措置費の事務については、市町村の「老人福祉法施行規則」第10条の規則により、当該月の7日までに措置市町村に請求書を提出し、第11条の規定により翌月の7日までに精算書を提出しなければならないことになっていますが、月の途中での老人の入退所や入退院があると、必ず過不足額の精算が生じることになります。</p> <p>これを、介護保険制度の報酬と同様に実績に基づき請求、精算する制度にさせていただくと、事務量が2分の1に短縮され、非常に効率的になります。</p> <p>養護老人ホームの措置費を実績に基づく請求による月1回払いの制度に改めていただきたく、「老人福祉法施行規則」準則の一部改正を要求します。</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>各市町村の老人福祉法施行細則については、国の「老人福祉法施行細則準則について（平成5年2月15日老計第16号老人保健福祉局長通知）」に準拠しており、ご意見のように市町村において「老人福祉法施行細則」を改正することは可能です。その場合、市町村間、施設間での取り扱いが異なることがないように、少なくとも県内市町村及び県内市町村が措置を行っている県外施設においては取り扱いが統一されていることが望ましく、また、可能であれば県内施設に措置を行った県外市区町村の理解を得ていることが望ましいと考えております。以上のことから、県内各市町村や関係機関の意見を聞き検討してまいります。</p>
<p>病院（診療所、助産所）開設許可事項について</p> <p>特養は、診療所としての届出により医務室を開設し、嘱託医による診療行為を行っているが、診療所でも良いのではないか。</p> <p>特養では、日常の生活管理が主体であり、服薬、軽微な処置以外は行えないし、突発的に医療が必要なときは入院となっている。協力病院（医院）は、そのためにあるのだと思う。</p> <p>よって、週2回嘱託医師の派遣で対応し、診療所ではなく医務室の対応をお願いしたい。</p> <p>条例等線引を常識の範囲で調整願いたい。</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）」第11条の改正が必要になるため、県独自の緩和は困難です。</p>
<p>定款変更申請の認可所轄庁の変更について</p> <p>現在は社会福祉法第30条第2項により、2県以上にわたる事業を行う社会福祉法人は所轄庁が厚生労働大臣となっているが、法人本部の所在地の都道府県知事とすることにより制度変更が目まぐるしい昨今の中で定款変更が迅速に処理できる。</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>社会福祉法第30条第2項の改正が必要になるため、県独自の緩和は困難です。</p>
<p>福祉施設の建設に関して</p> <p>様々な福祉施設が「合築」するとき、障害を生じ、結果的に地主側の意向に反した形になってしまう（予算、規模、形状等）</p> <p>老人も障害も児童も基本的には「安全」であるという部分が共通なので、その部分のみの審査にしてほしい。（そのたび、老人、障害、介護など別々に相談、協議は不要と考える）</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>各施設ごとに国において設置基準や指定基準が定められているため、所管課においてそれぞれ審査を行う必要があります。</p> <p>なお、相談内容が庁内の複数課にまたがる場合には、同時に相談に応じられるよう努めております。</p>
<p>環境（エコ、身体等）を考えると自然に近い形での建物を認めて欲しい。例えば木造。</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>「特別養護老人ホームの設備及び運営基準（平成11年厚生省令第46号）」及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）」について、平成18年度以降、「都道府県知事が専門的知識を有する者の意見を聴いて、一定の要件を満たす建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。」とする改正が行われる見込みです。</p>
<p>建物確認申請の業務が細かく長いわりに実態を把握せず建物での審査が多い。もっとスピーディーにかつ、施行側の意向をくんで、内容（目的、用途など）を踏まえた審査をしてもらいたい。</p>	<p>回答：高齢福祉課</p> <p>利用者の安全の確保等のためには、建築基準法等関係法令の適合について、建築主事による専門的、技術的な審査が必要であると考えております。</p>

弱者施設への機器設備が企業の独占的部分が強く、
予算上厳しい。あの強い姿勢を直していただきたい。

回答：高齢福祉課
一般的な商行為について、県が関与することはできません。

(社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>1 許可緩和の期限の延長等について</p> <p>包括承認基準9「臨時特定既存宅地における建築行為等の許可の取り扱いについて」で、許可申請期限を廃止し、期限の条件を「平成18年5月17日までに工事に着手」のみに緩和していることについて、宅地要件を有する土地、いわゆる既存宅地の有効活用を図る観点から、包括承認基準9に匹敵する特段の対応措置を講じていただきたい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>臨時特定既存宅地制度については、平成16年2月に延長を行い、18年5月には終了期限を迎えますが、現在、許可の取扱い実績や、同制度に代わる区域指定制度の普及見通し等の状況を踏まえて、期限の再延長等の措置について検討中です。</p>

(団体名非公表)

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>行政財産の建物が空き家になっているにもかかわらず、目的外だからといって使用できない。もっと開放した方が地域におけるメリット及び利便性はあるのではないか。(水戸市内原商工会)</p>	<p>(規制外の要望事項)</p>

(社・福)茨城県社会福祉協議会

【参考意見】

社会福祉の分野においては、近年大幅な制度改正等が進められており、一面規制緩和等が進みました(例えば福祉サービス提供事業者の要件緩和)。

本年度においても、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の成立など制度改正が進んでおります。制度改正そのものについての意見はありませんが、大幅な改正にあたっては、福祉サービス利用者及び事業者等が新しい制度を正しく理解できるようその周知徹底についてご配慮を要望します。

企業（工業団地連絡協議会幹事社）

松久保及手綱工業団地経営協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
茨城県は情報公開が進んでいないように思える。いろいろな改革を進めることは重要だが、是非情報公開も推進して頂きたい。県民へのサービスとして重要です。	（規制外の要望事項）

関本工業団地経営者協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>・環境に関するばい煙発生施設設置届出者又は内容変更届出者等は本庁でなく近くの出先機関，市役所で行ってほしい。</p> <p>・建物の登記申請書，登記簿謄本等の手続を近くの出先機関，市役所で行ってほしい。</p> <p>・物品購入のための入札業者登録申請の届出先，審査は本庁でなく，近くの出先機関，市役所で行ってほしい。</p>	<p>回答：環境対策課 ばい煙発生施設の設置届出等については，各地方総合事務所環境保全課が窓口となっています。 また，県は「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき，届出等の受理の権限等を市へ委譲することを進めています。</p> <p>国（法務局）の事務</p> <p>回答：出納第二課 今年度行った入札参加資格の登録更新受付を銚田，土浦，筑西の各合同庁舎においても実施し，申請者の利便性向上に努めました。 また，現在，提出方法について電子申請及び郵便申請の導入を検討中であり，導入後は県庁まで来ることなく，職場にいながら申請することが出来るようになります。</p>

常陸太田工業団地連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
農業をやっていない人でも農地が購入できるようにしてほしい。 隣接地を購入して駐車場や家庭菜園にすることができないで困っている人もいます。	<p>回答：農政企画課 耕作目的で，農地の所有権を取得する場合には，原則として農地法（第3条）の許可を受けることが必要です。 この許可を受けるには，取得後に原則50アール以上の経営面積となるなどの要件を満たす必要があります。 また，駐車場など農地を農地以外のものにする場合は，農地法（第4条，第5条）による農地転用許可を受けることが必要となります。 これらの耕作目的の農地等の権利移動の制限や農地転用の制限等の規制は，農地法で定められており，県独自での緩和は困難です。</p>

鹿島臨海工業団地（東部，南海浜）

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
1. 各種申請の1本化について (1) 茨城県消防防災課と鹿島南部地区消防事務組合への申請1本化について 茨城県消防防災課と鹿島南部地区消防事務組合でほぼ同様の調査（コンビナート調査と消防力調査）があるが，内容が殆んど一緒なので様式を統一し，提出先を一つにして頂きたい。	<p>回答：消防防災課 コンビナート調査と消防力調査は，国の調査であり，重複して調査対象となる事業所もあるが，調査機関，調査対象も違うのでこれを県独自で緩和，一本化するのには困難です。</p>

(2) 下水道法、水質汚濁防止法、県条例での環境関係で同じような申請書類が多く、関係申請書の統一を図り、提出先を一つにして頂きたい。

(3) 茨城県地球環境保全行動条例第13条に基づき、省エネルギー推進業務状況の定期報告書を毎年6月末までに県に提出しているが、同様の報告書を関東経済産業局エネルギー対策課へも毎年定期報告書を提出している。同様の報告なので書類を統一して欲しい。

2. 消防法の危険物施設変更許可申請に「仮使用承認申請」を同時に提出するが、「仮使用承認申請」は手数料が、5400円/件かかるため提出不要の検討をお願いしたい。

3. 消防法に基づき、火災予防条例等による防火対象物等の部分改造などは、「資料提出」として、届出書を提出しているが、許認可事務からは外れる「届出」については、消防署による完成検査を不要として欲しい。

4. 事前届け出期間の短縮について
(1) 公害関係特定施設等の届出用件として、変更工事の60日前までに届出が必要だが、出来れば14日前位に提出できるよう検討をお願いしたい。

(2) 労働安全衛生法第88条に基づく届出は、工事の30日前までに届出が必要だが、出来れば14日前位に提出できるよう検討をお願いしたい。

5. ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査頻度の緩和についてボイラー及び第一種圧力容器は、年1回の性能検査を実施している(代行期間の検査)が、規制緩和の観点から、性能検査は3年に1回とし、その間は、自主検査で対応出来るよう緩和して欲しい。

6. 産業廃棄物に関する事務手続きの簡素化について産業廃棄物を他県に出す場合、事前協議を必要とする県と不要の県がある。茨城県は事前協議を必要とし、受付日の指定並びに審査期間が長く、許可の発行まで2~3ヶ月かかる。また、他県では届出をもって完了とするケースもあるなど手続き等も統一されていない。従い事前協議の要否の統一と、本件にかかわる手続きの簡素化、審査期間の短期化を望む。

回答：環境対策課
水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設等の届出については、添付する別紙様式の共通化を図っております。
また、水質汚濁防止法に基づく特定施設の使用廃止届及び氏名等変更届については、行政サービスの向上を目的としてオンライン化を行い、現在、電子申請・届出が可能となっております。
なお、提出先の一元化については、法令を所管する担当部署が異なっており現状においては困難と考えられます。

回答：環境政策課
茨城県地球環境保全行動条例の改正も含め、提出していただく報告書についても、見直しを図ってまいりたいと考えております。

回答：消防防災課
仮使用の承認は、変更の工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるかどうかを調査し、必要に応じ防火上の措置を講じるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれが著しくないと認められる場合に限り承認するもので、手数料の金額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき条例化されております。これを、提出不要又は無料にするためには、消防法第11条第5項又は地方自治法第228条第1項を改正する必要があるため、県独自の緩和は困難です。

回答：消防防災課
防火対象物を変更することは、消防用設備等の変更が伴い、これらの設備は消防法第17条の3の2により、検査が義務付けられています。許認可を伴わない「届出」にあっても、検査又は調査の範囲及び実施については、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものなので、市町村の火災予防条例で定められており、県独自の緩和は困難です。

回答：環境対策課
大気汚染防止法等の特定施設については、法の規定事項であり、対応は困難であると考えます。
また、条例の特定施設についても、知事が審査を行うのに必要な期間として法に準じて「60日」の期間を設定していることから対応は困難であると考えます。

国(労働基準監督署)の事務

回答：事業推進課、産業技術課
国(労働基準監督署)の所管事務ですが、H15に許認可事務を県へ権限移譲するよう提案した経緯があります。実現には至っておりませんが、今後とも鹿島経済特区推進戦略プランを実現するための提案を検討してまいります。

回答：廃棄物対策課
廃棄物の処理状況については、各県それぞれ異なっており統一は困難です。
手続きの簡素化・審査期間の短期化については、事前協議実施日の増加や優良処理業者に対する簡略化など、協議制度の見直しを行っていきます。

7. 危険物施設の変更許可申請が必要な範囲の緩和と、変更許可申請審査期間の短縮を望む。

8. 県内の産業振興に直結する固定資産税制について所管を市町村から県に変更し、個別の市町村の財政事情に左右されることなく、全県的且つ中長期的な視点で、制度運営されるべきである。工業地域で新規建設物に対する固定資産税が3年間神栖市は免税。鹿嶋市は課税。

10. 建設計画（首都圏整備法）変更届け出に関して
(1) 第5条の2「軽微な変更に係る事項」に記載されていない下記内容についても届出（承認）を要しない範囲を定め、小規模な届出を規制緩和していただきたい。
計画外の屋内外施設の増加
計画内施設の規模の拡大または縮小
計画内施設の位置の変更

(2) 届出様式の5. 付属書類 - (1) 環境保全対策 - 6. 振動騒音について、工場立地法では「特別配置施設」の届出が除外されており、同じ対象であるこの項は免除されたい。

11. 廃棄物処理実績量ならびに計画量報告の一本化
報告様式は異なるものの、廃棄物処理法（第12条第7項と第8項）と、鹿嶋地域公害防止協定書（第16条第2項）にて同様な報告を行っているため、どちらかの条項を廃止し、一本化してほしい。

12. 廃棄物収集運搬ならびに処理業許可期限の見直し
廃棄物処理法にて廃棄物収集運搬ならびに処理業の許可期間は5年となっているが、優良業者促進の観点より、業者毎の評価（ex. 立入時の指示・指摘件数有無等）を制度化させ、評価により次回更新までの許可期間の短縮～延長をさせる。

13. 事業区域限定とした再生利用認定申請制度の創設
現在再生利用認定制度にて、国が指定する廃棄物と処理設備に限り、設置許可と業取得が不要である緩和措置を創設しているが、広域による認定制度のため、申請窓口が環境省となっている。
一方、中には広域に限らずとも同一県内に限った事業区域で充分対応できるケース（構造改革特区）も考えられるが、申請窓口が環境省のため遠方出向きによる手続き負担増となる。
よって、リサイクル促進の観点より、同一県内に限った事業区域による再生利用認定申請制度と当該申請窓口の都道府県とする制度の創設をしてほしい。

14. 「茨城県生活環境の保全等に関する条例」第5章第1節、有害物質の使用量等の把握について
同条例第60条で、有害物質使用事業者は、その製造し、使用し、又は処理する有害物質の量その他規則で定める事項を把握し、記録しておかなければならない。とあるが、P R T R法のように1%未満の物質は除くとなっていない為、M S D Sに記載義務のない物質ま

回答：消防防災課
変更許可が必要な範囲は、平成14年3月29日付け、消防危第49号により示されているため、総務省による対応が必要です。また、審査期間の定めはなく、危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときに許可するもので、その確認する期間は、施設の規模及び内容等によって一定ではなく、一概に短縮することは困難です。

（規制外の要望事項）

回答：事業推進課
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行規則第5条の2（軽微な変更に係る事項）の改正が必要であるため、県独自での緩和は困難です。
ご意見を踏まえ、今後、国に対して改正の要望を検討していきたいと考えます。

回答：事業推進課
同項につきましては、鹿島臨海工業地帯製造工場等の建設計画事務処理要綱に基づき、付属書類として提出していただいております。
工場立地法においては、他法による規制との重複を避けるため、同項を含む特別配置施設の届出の撤廃を行っていることから、建設計画につきましても、削除する方向で検討してまいります。

回答：環境対策課・廃棄物対策課
当該報告は、公害防止協定が締結事業者、廃棄物処理法が多量排出事業者に対して求めているものであり対象に違いはありますが、今後、協定書の条項の見直しや様式の統一化などについて、関係機関と協議のうえ検討してまいります。

回答：廃棄物対策課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9（産業廃棄物収集運搬業）、第6条の11（産業廃棄物処分業）、第6条の13（特別管理産業廃棄物収集運搬業）、及び第6条の14（特別管理産業廃棄物処分業）において許可期間が5年と定められており、県独自での緩和は困難です。

回答：廃棄物対策課
再生利用認定申請制度については国の制度であります。
県が対応する制度としては、再生利用指定制度の一般指定になると思料されます。

回答：環境対策課
条例第60条の規定は、水質汚濁防止法及び本条例に基づく特定施設で、有害物質を取り扱っている事業所を対象としています。
一方、水質汚濁防止法等の設置届では、有害物質量の多少にかかわらず届け出ることとなっています。

で対象となり、量の把握が困難である。
よって、有害物質の量その他の把握や記録については、MSDSの記載ルールに合わせた記録義務にして欲しい。

15. 高周波利用設備および電力線搬送設備の導入や改造に関して
高周波利用設備および電力線搬送設備の導入や改造に際しては電波法に基づく許可申請が必要であるが、製鉄所等の広い敷地の中で、民間・公道との境界から十分距離が離れている場所に設置され、高周波利用設備の電力が低く、外への影響が無い場合は許可申請の対象外としてほしい。

よって、使用量については、把握できる範囲で可能な限り記載願います。

国（総務省電波監理局）の事務

筑波西部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>手続の簡素化等を行うべきとの意見の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害防止計画書，廃棄物処理処分計画書，廃棄物処理処分実績書などの県指定の用紙はB4版で，公用の用紙がB5版であった時の形式を残しており資料作成がしづらい。 保健所を窓口に通して関東信越厚生局長の許可を受ける麻薬譲渡許可申請書，覚せい剤譲渡許可申請書など許可書が届くまでに時間がかかり過ぎる。保健所から直接，関東信越厚生局長の許可を受けることはできないか。 省エネルギー推進状況報告書は省エネ指定工場の場合は，国への報告もあり省略できるのではないか。 	<p>回答：環境対策課 A版で作成いただいて差し支えありません。</p> <p>回答：薬務課 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項に基づく麻薬譲渡許可申請は，同法上，都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請する規定はありませんが，申請者の便宜を考慮し，保健所を窓口として，薬務課から厚生労働大臣へ進達しております。 従いまして，直接，申請者が厚生労働大臣へ申請することが出来ます。この場合は，関東信越厚生局麻薬取締部へ申請書を持参する必要があり，また，許可書は同部から直接交付されます。 覚せい剤取締法第17条第5項に基づく覚せい剤譲渡許可申請は，同法上，「その研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。」と規定されており，保健所を窓口として，主管課である薬務課が一元管理し，厚生労働大臣へ進達しております。 いずれの場合におきましても，処理日数の短縮に努めてまいります。</p> <p>回答：環境政策課 省エネ法に基づく報告については，県でその内容を把握できないことから，今後も県条例に基づき省エネルギー推進状況について報告いただきたいと思います。</p>

(団体名非公表)

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>条例関係の届出の簡素化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害防止計画の届出 廃棄物処分計画の届出 廃棄物処理処分実績報告 <p>現在は，県（県南地方総合事務所）と，つくば市の両方に同じ資料を提出しています。 県に届出で承認を得たものを市へ持って行くわけですが，市では県から承認されていれば，特に問題もなく受領されます。 同じ資料を県と市で保管する理由があれば仕方があ</p>	<p>回答：環境対策課 当該意見は，筑波地域の公害防止協定に関するものと思われます。 公害防止協定について，県では，鹿島臨海工業団地の企業（S48～），筑波研究学園都市の工業団地の企業（S62～），常陸那珂火力発電所（東京電力（株）（H9））と，地元市町村との間で，協定を締結しています。 協定の内容は3地域とも，大気保全対策，水質保全対策，悪臭対策，騒音・振動対策，地盤沈下対策，産業廃棄物対策，船舶廃油対</p>

りませんが、市が資料を保管する必要は無いように思えるのですが。

提案

- ・ 条例の管理は県がされると思いますので、県にこれらの資料を提出し、市への資料提出は省くことで届出の簡素化を図る。
- ・ もしくはデータ化を促進し、メールにてデータのやりとりができるようになれば、こちらから県へ提出したデータを、必要のあるときに市が資料請求することで現状を維持することも可能だと思います。

策、その他（新增設の協議、緑化計画、自己監視対策、事故時の措置、）など、ほぼ共通しています。
 要望の公害防止計画等の届出の簡素化については、その必要性について、他の地域の協定との整合も踏まえ、関係機関と協議してまいります。

つくばテクノパーク豊里企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>1 食品衛生法 茨城県規則第9号第11条第4項における (2)理化学的検査回数を他県並みに緩和しても良いのではないか。 ア)年2回以上 イ)年4回以上 年1回以上</p>	<p>回答：生活衛生課 本規定は、成分規格の定めのある食品及び添加物又は使用基準の定めのある添加物を使用し、食品を調理し、製造し、又は加工する場合におけるその成分規格又は使用基準に係る製品の最低行うべき自主検査の回数を定めたものです。 もとより、食品等事業者は、食品の安全を確保する第一義的責務を有する以上、自ら製造等した食品については、原則的には、ロット毎に自主検査を行い、その取り扱う食品の安全確保に努める必要があります。 従って、本県規則では、本来ロット毎に行うことが望ましい自主検査の回数について年間の最低回数を定めたものであり、規制緩和になじむものではありません。</p>
<p>2 工業専用地域の騒音規制緩和 テクノパーク豊里付近は、住宅地より離れているので、工業団地並の騒音レベルに規制緩和しても良いのではないか。</p>	<p>回答：環境対策課 つくば市の工業専用地域については、茨城県生活環境の保全等に関する条例が適用されます。当該地域には、工業専用地域に係る規制が適用されており、住居地域等と比べ最も緩やかな基準となっております。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>1 景観条例の緩和 工場立地法に基づき条例で緑化率が定められていますが、この緑化率の低減をお願いしたい。また、個々の木々等の伐採/植栽については自主管理致しますので、変更届を省略させていただきたい。</p>	<p>回答：産業政策課 地球環境問題がクローズアップされ、二酸化炭素削減のための森林の機能が見直される中において、緑化率を下げることにについては、慎重な対応が必要であると考えます。 しかしながら、産業の活性化の観点からは生産力の増強につながる緑化率の規制緩和が有効な方策であることも事実です。 このため、ご意見を踏まえまして、他県の状況や市町村の意向等を把握しながら、検討してまいります。</p>
<p>2 入国管理局つくば分室の設置 全ての外国人（研究者）は、東京または水戸へ行き定期的なVISA更新をしています。この手続を近くでできるように便宜をはかっていただきたい。</p>	<p>国（法務省入国管理局）の事務</p>
<p>3 公害防止協定の届出の簡素化 ・ 事務処理の負担が大きいので公害防止協定の全文を再提出することを廃止し、変更手続のみとしていただきたい。 ・ 自己監視結果報告の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>回答：環境対策課 公害防止協定について、県では、鹿島臨海工業団地の企業（S48～）、筑波研究学園都市の工業団地の企業（S62～）、常陸那珂火力発電所（東京電力（株）（H9）と、地元市町村</p>

排水は全て貯留槽に貯めて、水質確認後に放流しているため条例に違反している水質の排水が流れ出すことはありません。
また、騒音/振動/悪臭測定の結果は半年毎に行っています。従いまして、半年に1回の併せての報告、或いは3ヶ月に1回の報告で済むようにしていただきたい。
また、報告を県と市の両方でなくどちらかに一本化していただきたい。

との間で、協定を締結しています。
協定の内容は3地域とも、大気保全対策、水質保全対策、悪臭対策、騒音・振動対策、地盤沈下対策、産業廃棄物対策、船舶廃油対策、その他（新增設の協議、緑化計画、自己監視対策、事故時の措置、）など、ほぼ共通しています。
要望の自己監視結果報告の簡素化等については、その必要性について、他の地域の協定との整合も踏まえ、関係機関と協議してまいります。

つくばハイテクパークいわい連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>届出・申請の規制緩和要望</p> <p>(1) 高圧ガス保安要員の届出： 現在、毎年8月のみの受付 年中受け付けて欲しい 受付窓口・県庁（水戸）のみ 他所または郵送受付を認めて欲しい</p> <p>(2) 高圧ガス法定点検の申請 受付窓口・県庁（水戸）のみ 他所または郵送受付を認めて欲しい</p> <p>出店（商店・直販店）立地規制の緩和要望 工業団地内区画での出店（直販店等）の設置は現在規制下にて認められていない。工業団地内で働いている労働者や近隣住民生活環境を考慮して、工業団地及び地域社会との結びつき等配慮から規制緩和されてしるべきだと思います。【公表したくない】</p>	<p>回答：産業技術課 規制緩和により、高圧ガス保安係員等の変更が、複数回あってもその都度届け出る必要がなく、8月の年1回の届出でよいこととしておりますのでご了承下さい。 なお、郵送による届出は可能になっております。</p> <p>回答：産業技術課 高圧ガスの保安検査の申請は、電話等で内容を確認した後であれば、郵送（書留等）による申請は可能になっております。</p> <p>回答：建築指導課 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域であることから、物品販売業を営む店舗の建築は原則として禁止されています。しかし、複数の工場の従業員向けのコンビニエンスストアなど、工業従業員の利用のための必要な施設については、個別の状況に応じて、工業の利便を害する恐れがないよう配慮された計画については、建築基準法第48条第12項の許可制度を活用することが可能です。なお、工業地域においては、店舗の立地規制はありません。</p>

(団体名非公表)

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児福祉医療の所得制限限度額の繰り上げ 年収600万円以上の家庭でも乳幼児の医療費は家計を圧迫している。 ・乳幼児に対する医療助成金制度の見直し 出来るだけ小学校に入るまでは、乳幼児に対する医療費が発生しないようにしてほしい。 ・転勤者が自動車運転免許の住所変更手続をする際、最寄りの警察署で変更できるようにしてほしい。 ・パスポートの更新する際、最寄りの市役所にも窓口を設置してほしい。 	<p>(規制外の要望事項)</p> <p>(規制外の要望事項)</p> <p>回答：県警運転免許課 平成16年11月1日から茨城県道路交通法施行細則の一部が改正され、県内いずれの警察署においても、申請、届け出等を受理できるようになっております。</p> <p>回答：国際課 旅券法の改正に伴い、平成18年3月20日から法律上市町村が旅券事務を行うことも可能となります。 一方、パスポートは国際的な身分証であり、十分な体制を整えて事務に当たる必要があることから、市町村における旅券事務の取り扱いについては、事務内容の複雑性等も考慮しつつ、今後市町村の意向等もふまえて検討を進</p>

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の方から、燃えないゴミの回収日が少ないので増やして欲しいという意見もありました。 ・税制問題、環境問題の両面から、スーパーの買い物ポリ袋に税金をかけた方が良いのではという意見もありました。 	<p>めていく必要があると考えております。</p> <p>市町村の事務</p> <p>(規制外の要望)</p>
--	---

(団体名非公表)

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応(方針)
<p>・つくば市に職場、住居を持つ者としての意見ですが、規制緩和に関する要望としてパスポートの申請は、土浦まで行く必要があること。申請に約1週間くらい時間が係る点、土日の申請が出来ない等不便な点があります。この点について改善を検討して頂ければと思います。</p> <p>規制緩和は良いことですが逆に規制強化してもらいたいこととして、産廃、ゴミの不法投棄、環境汚染に対する罰則強化、居住地への商業施設の制限などがあります。</p> <p>緩和と強化のバランスが重要だと思いますので、一方的な緩和ではなくて、社会情勢を見ながら適切に判断して頂きたいと思います。</p>	<p>(規制外の要望)</p> <p>(規制外の要望)</p>